

喜多方市議会決算特別委員会会議録

平成30年10月15日（月曜日）

午前9時58分 開議

○五十嵐吉也委員長 皆さん、おはようございます。

塩川総合支所建設課長より欠席の願い出がありましたので、これを許しました。

また、保健福祉部長より遅参の願い出がありましたので、これを許しました。

出席委員は定足数に達しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、初めに平成29年度喜多方市歳入歳出決算及び平成29年度喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算に対する総括質疑を行い、その後、意見の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、総括質疑は、これまでの委員会での議論の中で、特に市長にたすべきものについて行うものでありますので、内容を整理され、簡潔・明瞭に質疑をされるようお願いいたします。

質疑は一問一答にて行います。

それでは、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

小島委員。

○小島雄一委員 おはようございます。

それでは、最初に私から質疑させていただきます。

決算書の114ページ、先日配っていただきました資料の9ページであります。若者定住促進事業補助金、実績についてお伺いいたします。

あまたある市の政策の中で、この政策は、非常に人気のある政策だと認識しております。当初予算が3,200万円であったものが決算で6,130万円ということでもありますので、非常に人気があって申し込みが多いのだということですが、この実績の平成28年と平成29年の資料をいただきました。2年間合計で103件の実施者がいらっしゃったわけですが、市内に定着していただくとか、あるいは、若い方に家を建ててもらってそこに住んでいただくということでは効果を上げている政策だと思うわけですが、お伺いしたいのは、転入先の地区別の内容でございます。2年間合計で旧喜多方が53件で塩川町に50件と。ほかの熱塩加納、山都、高郷にはゼロ件ということで、人気はあるんだけど、非常に旧喜多方と塩川町、塩川の場合は御殿場を中心とした地区だとは思いますが、そこに集中しているということでありまして、合併当初から言われている5地区の均衡的發展ということから考えると、これは何らかの手を入れなければいけない状況ではないかと思っております。

ちなみに、塩川町は50件ですから、若者なので子供が2人ずついると一遍で100人ふえるわけでありまして、まさしく塩川小学校の教室が足りないという現状とこれは関係しているんだと理解しております。

それで、1日目に審議させていただきましたが、多少制度に手を入れたのでその様子を見たいということでもございました。多少の効果はあるのかもしれませんが、その程度で果たしていいのかどうか。これは、やはり大きく政策的にリードする必要があるのではないかと思いますので、総括で取り上げさせていただきます。

転入者に関しましては、平成28年が2件から平成29年は13件ということで上がっておりますので、これは好ましいことだと思いますが、さらに転入者をふやし地域的偏りをどのようにするのかということに対して市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） おはようございます。ご答弁申し上げたいと思います。

小島委員のご質問にお答えをさせていただきます。

決算審議の中でもいろいろ議論が出たかと思いますが、私に対する質問でございます。まず経過について、ご承知だとは思いますが、若者定住促進事業の補助金は、県外からの若者の移住と市内の若者の定着を促進し、本市人口の転入・転出バランスを改善することを目的にいたしまして、平成28年8月に創設した事業でございます。

しかしながら、ただいま小島委員のお話のとおり、地域的にアンバランスが生じている、これで果たしていいのかどうかというお話がございましたけれども、転入先の地区の偏り対策につきましては、ご承知のように平成30年10月より土地の取得要件を不要とする制度改正を行ったところであり、これにより住宅の建てかえや親の土地を譲り受けて住宅を新築する場合も対象となるため、これまで実績のなかった地域でも本制度の利用が進むものと考えているわけでございます。

また、本制度以外にも、子育て世帯向けの定住促進の住宅や新規の就農者に対する空き家改修等の支援などもございます。これらのさまざまな支援事業の拡大によりまして、それぞれの事情やライフスタイルに沿った支援をしてまいりたいと考えてございます。

同時に、地域の偏りというのは、私は当然出てくるのではないかと。しかしながら、余りバランスを考えて、例えば塩川の場合のように、全体的にいわゆる平均をとるという形になりますと、なかなか市全体の制度上うまくいかないという部分も私はあるのではないかと。そういう意味では、塩川の例やほかの53名が入った例もあるわけでありまして、それらを総合的に勘案しながら十分にライフスタイルに沿った支援をしてまいりたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 小島委員。

○小島雄一委員 市外に出ていってしまうよりは、市内に定着していただくということ、便利などこ

るに、特に御殿場地区は縦貫道のインターもできましたことから交通の便は非常によくなっており
ますので、確かに出ていってしまうよりは定着してもらったほうがいいということは、そのとおり
だと思えます。我々意見交換会のときなどにも具体的な例が出ているわけですけれども、高郷の
山から出ていって御殿場に住んでいる、あるいは喜多方に住んでいると。そこから通いながらご両
親の面倒を見てらっしゃるんですけども、せめて昔の役場の周りくらいに住んでくれないかなとい
うように言われました。実際そうだろうなと思うわけですが、地域の振興という観点から考
えれば、せめてみんな便利のいいところではなくてある程度のところでとどまってくれるような、
そういう誘導策というの必要なのではないかと思うんですが、確かに自分の家の敷地、親からも
らった土地でも建てられるということになれば、それが多少ふえるかもしれませんが、そういう政
策立案側の明確な意図が必要ではないかと思うんですが、再度お答えいただきたいと思えます。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お話ありがとうございましたとおり、今日までさまざまな対策を講じてきたわけであ
りますけれども、今後さらなる転入を促進するため、従来から実施しておりましたふるさと回帰支
援センターや県の東京事務所などの関係機関、そしてまた、ハウスメーカーや不動産業者などの関
係業者への周知徹底、あるいは、首都圏における移住や田舎暮らしのイベントなどを活用したPR
活動を行い、引き続き若者定着促進のための事業を幅広く周知してまいりたいと思っている次第で
あります。

なかなか就職と学校、あるいは医療機関、さまざまな総合政策をあわせて実施しなければなら
ないという部分も私は確かにあるのではないかと思いますので、そういった意味で部局横断の中で全
庁的に、あるいは行政区長さんとか地域住民、市民の皆さん方の声をお聞きしながらこれらの促進
に努めてまいりたいと思えます。

○五十嵐吉也委員長 小島委員。

○小島雄一委員 わかりました。おっしゃるとおり、総合的な政策ということで市が姿勢を見せてい
く必要があるだろうと思えますので、今後に期待したいと思います。

では、決算書の次のページの116ページでございますが、住宅用再生可能エネルギー設備と設置
費補助金についてお伺いたします。

市長が選挙で当選され公約されたときのメイン政策と申しますか、1つのあれとして県よりも早
く100%の再生エネルギーで市のエネルギーを賄うということを言っていたかまして、すごいこ
とだなと私は正直に言って感動いたしました。

では、実態はどうなのかということで見ると、住宅用ではありますが再生可能エネルギーで進ん
でいるということがありまして、これは当初予算330万円とっていたのにそれに届かなかったと。
多少の見込み違いもあるんでしょうからそれはそれで仕方がないかとは思いますが、決

算のほとんどが太陽光発電システムに271万4,000円、平成29年度でありますが使われておりまして、ペレットストーブに35万円ということでございます。あとは、なしということであります。

ご存じのように、会津地方の森林をみんなで利用してこれを進めていこうということで事業が進んでおりますと、ペレットストーブとか、再生可能エネルギーの中でそういう森林を利用するような部分にもっと力を入れないと、果たして公約が可能なのかどうかと不安になるところであります。それに関連しての政策の方向性というのはこのままでよろしいのでしょうか。お願いします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをいたします。

住宅用の再生可能エネルギーの設備等の設置補助金につきましては、今お話がありましたように、再生可能エネルギービジョンに掲げる5つの重点プロジェクトの1つである再生可能エネルギー等導入支援事業に位置づけられている事業でございまして、それぞれ予算の計上をして今日まで参りました。このビジョンは、5つの重点プロジェクトと6つの推進プロジェクトで構成されておまして、ビジョンの目標達成に向けて市民や事業者、さらには市がそれぞれの役割を担いながら一体となってプロジェクトを進めていくことが、私は大変重要な行政課題ではないかと認識しているわけでありまして。

お話がありましたように、当地域においては、森林資源を活用するというところで、会津地域森林資源活用事業によりまして木質バイオマス事業に取り組む民間企業が設立されるなど、新たな動きも見られているわけでありまして。同時に、9月で補正をお認めいただきました、いわゆる公的施設に対するバイオマスの試験という形で、徐々にではありますが、一步一步前進しながら市民の皆さん方にこれらの周知をしていただくとおっしゃっている次第であります。

これらの動きと同様に、相乗効果が図られるようにさまざまな補助制度について取り入れながら目標達成に向けて、2040年度までにはいわゆる県の全てのエネルギーを賄う先駆けの地ということで、ある意味では重要市政課題として私としては取り組んでまいりたいと思っております。

過般、環境省に要望に行ってまいりました。非常にこのザ13の事業については、全国的にも先進事例でありまして、これらをぜひとも国としても推進したいということで、その全国組織の首長の組織があるわけでありまして、この13の首長組織の皆さんにもぜひ国の推進協議会なるものに入っていて一緒にやってまいりましょうという力強いお話もいただいておりますので、これからではないかと思っておりますので、ひとつその辺のご支援もよろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 小島委員。

○小島雄一委員 これからということですから期待するところではありますが、エネルギーが、結局今までは油関係を買ってばかりいた立場から、実に豊富にある森林をエネルギー源にしてエネルギー

を供給する立場に立てるかもしれないという、本当に夢のある事業だと思うんですが。川上から川下ということで考えますと、川下のほうでどんどん消費されるのでどんどんつくってくれという状態にならないと、つくった方がいいが倉庫にいっぱいたまっているという状態ではいけないだろうと思います。ですので、住宅用ではありますがペレットストーブのようなものが、灯油をたくよりこっちのほうが得だという状況をつくる必要があると思います。果たしてこのような状況、平成27年が9件で45万円、平成28年が10件で50万円、平成29年が7件で35万円という現状を見ると、そうなっているように思えないのですが、もう1回お願いします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 確かに数値的な形でのお示しがございました。私は、いわゆる市民の皆さん方の考え方も変えていただかなければならないと。同時に、先ほど話しましたように、会津地域森林資源活用事業につきましても、これは膨大な森林資源を活用していくわけであります。同時に、路網の整備をして、ただ伐採をしてそういったエネルギーに使うだけではありませんので、そういった森林の活用、循環型社会と言ってもいいのではないかと思いますし、それらに対する雇用も出てくるという状況の中で、ペレットストーブについても、現在ある意味では単価が高くてなかなか、いわゆる油燃料と常に差が出てくる。したがって、それらをどう克服していったらいいのか。いわゆるストーブそのものの単価が低廉になれば、ある程度私は大きな導入の要因になるのではないかと考えておまして、最終的には民間会社が事業を実施するわけでありますけれども、それらの利益をぜひ低廉なストーブの開発などで、そういった意味での方法も私はあるのではないかと考えておまして、行政としても、そういった中でそういう動きが出てくればある程度の支援も必要ではないかと現段階で考えている次第であります。

○五十嵐吉也委員長 小島委員。

○小島雄一委員 わかりました。ぜひ市長の政策の目的を達成できるように担当部署におかれましても頑張ってくださいと思います。

それでは、私はもう1点ございますので、産業建設常任委員会の16番目の内容について質問したいと思います。決算書では307ページの道路改良事業についての内容でございます。

これも資料をたくさんいただきまして、私も3年間で道路整備委員会がどのような決定をしているのかというものを初めて3年間比較して見せていただきました。いろいろ問題がありますが、聞きたいことを1点に絞りましてお伺いいたします。

ちなみに、平成27年度の道路評価表を見ますと、上三宮一区の道路と堂島地区の大沢の道路が3番目、4番目になっておまして、次の平成28年、平成29年はこの上三宮一区と堂島地区の大沢が1番、2番になっております。評価が一番高いところでありますが、通常この政策に関して私たちは、年間、予算が厳しいから一遍にはできないんだらうと思って順番を待っているわけであり

まして、10項目とか20項目くらい上が抜けていくと、我々の何十番にあったところが上がっていくのではないかと私もよく地区民から聞かれます。おらほうは何番目に上がったかちょっと調べてくると年に何回か言われます。調べてみても、これを見るとわかりますように1番とか2番くらいしか上がらないという現状があります。もちろん、幹線道路とか政策道路が重要であることは、当然わかるところでありますが、これは、どこかの段階で政策を転換して、思い切って30項目くらいずつやるとか何かしないと、十何年、20年待っても来ないということになります。要望があったら上げてくださいますと区長様や地区民に呼びかけながら、上げて進まないという現状は、何とかしないといけないのではないかと思います。そのことに対して市長はどうお考えなのかお伺いいたします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをいたします。

ご承知のように、市内の道路整備につきましては、市の政策として整備を推進する路線を含め、各行政区からの要望に対しまして公平・公正かつ地域発展と効率的な整備を図るために、道路整備委員会において重要性、緊急性、必要性、さらには実施に向けた熟度、そして整備効果などの観点から優先度を評価し、中期財政計画に位置づけた上で計画的に整備を進めているところであります。

しかしながら、ご指摘のとおり、要望路線の事業化または工事に至れない箇所が多い現状にあることも事実であります。このため、整備順位の低い路線などにつきましては、行政区との意見交換を行い課題の解決策を話し合いながら、他事業への変更や代替手法について検討することが必要であると考えている次第でございます。

今後、道路整備委員会における要望内容の評価方法の見直しと要請区への説明を含め、要望に対応するための手法について早急に検討してまいりたいと思います。小島委員がおっしゃいましたように、要望しても何十年かかるかわからないというような状況でございます。しかしながら、要望を出してくださいという形になっておりますので。政策転換というご指摘がございましたけれども、いろんな各種事業を取り入れながら、一日も早い要望に応じたような整備ができるような手法を今後早急に検討してまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 小島委員。

○小島雄一委員 建設課へ行って参事や課長たちに話をすると、そういうふうに答えられます。いやー、事情はわかるんですけども整備委員会で決まりますので、と逃げられます。それで、我々が地元の人に何て話すかという、お前の力がないからそうなっているんだって、こう言われるんですね。笑ってはいけないところでありますが。そういう何か個人の政治家の恣意的な方向ではなくて、道路整備に関しては、200件も上がっているのですから、市側の明確な姿勢を見せないと、みんなのみちづくりという方法があるというのは私も知っていますが、それは年間100万円でありま

すから60メートルから70メートルもできないということになると、要望を上げているところに明確な説明をするなり、こういう方法がありますということを提供していただかないと、これは市に対する不信につながるとお思いますのでその辺をしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） ただいまみんなのみちづくりのようなお話もございましたけれども、整備手法はさまざまあると思います。同時に、現地を確認しますと、わだちがあったり、なかなか砂利道でもいわゆるグレーダーをかければ非常にいい道路になるということもございますので、先ほどご答弁申し上げましたが、要望に対するための手法について早急に検討し、もちろん行政区の皆さん方のお話をお聞きしながら早急に、ああ、よくやったと言えるような対策・対応をぜひ取り組んでみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○五十嵐吉也委員長 他に質疑ございませんか。

遠藤吉正委員。

○遠藤吉正委員 それでは、私からは2点ほど総括質疑をさせていただきます。

総括質疑整理表の4番の財政健全化についてであります。これにつきましては、財政課長といういろいろとりをやらせていただきました。その中で財政構造の弾力性と市債バランスということで、まけましたけれどもまとめて質問させていただきますが、全体的に財政健全化について平成29年度の中で伺います。

平成29年度における財政状況につきまして、監査委員からいただきました審査報告書を踏まえて、平成28年度と平成29年度の決算カードを比較・分析しながら質疑を財政課長と行いました。平成29年度であります、決算におきましては本市の財政はかなり硬直して弾力性がなくなっているということです。もう一つは、平成29年度は市債バランスが崩れたということでもあります。これは関連がありますけれども。

経常収支比率が93.7%ということで、極めて高い数字であります。これにつきましては、平成27年度から見ますと約10ポイント上がっております。財政課長の説明では、平成29年度については除雪費とかそういう数字が入ったということではありますが、いずれにしても93.7%という極めて高い数字になっておりますので、これにつきましては、確実に財政が硬直し弾力性に欠けているということでもあります。結果、財政にゆとりがなくなったために、本市は現在、さまざまな社会状況の変化に柔軟に対応できないような財政状況ではないかと思えます。

また、政策として、市民生活の利便性のために公共施設を整備する財源として地方債を有効的に活用しなければならないということについては認識しております。ただ、平成29年度につきましては、投資的経費がふえています。また、借金であります地方債現在高が前年より約5億8,000万円

ふえまして、現在、本市における借金、残高が260億円を超えております。こういった中、公債費負担比率もふえまして、結果的に市債バランスが崩れましたけれども、このような財政状況をどのように捉えているのか、市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） ただいま遠藤委員から2点についてご質問をいただきました。

まず、第1点の財政の構造の弾力性についてでございますけれども、ご議論はなされたと思えますけれども、平成29年度の経常収支比率につきましては、本市においては普通交付税額の段階的縮減による減少や除雪経費の増大、また、下水道事業への繰出基準の変更によりまして、基準内の繰出額が増加したといった特殊事情から数値が上昇したものでございます。

経常収支比率につきましては、この数値が低いほうが、おっしゃいましたように弾力性があると。すなわち政策的事業に財源を充当する余裕があるということになりますので、引き続き市債のバランスを保つことで市債の計画的償還を進め公債費の圧縮につなげるなど、指標の改善に努めてまいりたいと思います。

また、お話がございました財政健全化についてでございますけれども、市債バランスについてでありますけれども、平成29年度につきましては、2つの支庁舎の建設事業や斎場建設事業、あるいは、第一中学校の体育館耐震化事業などの大規模事業が重なったことによりまして、地方債発行額が償還額を上回ったところでございます。これらの事業につきましては、中期財政計画上の計画期間を通じて市債バランスが保たれるとの見通しのもと、市の新市建設計画に計上され、優先的に取り組まなければならないものとされた重要事業でございまして、一時的にある年度における市債の発行額が償還額を上回ることもあり得ると想定されます。長期的には、持続可能な財政運営を維持していく上には地方債発行額が償還額を上回らないよう市債のバランスを保つことを基本として、公債費の圧縮、低減につながる財政運営を徹底して対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 遠藤吉正委員。

○遠藤吉正委員 市長から答弁いただきましたけれども、財政課長からも平成29年度の施策についていただきました。結果、遠藤市長は2月に変わられましたので、ある意味今度は遠藤市長の政策をやっていくんですけれども、今年度から学校給食費の半額負担によりまして約1億円の財政負担、また、今後、慶徳豊川線や複合施設等の建設費、新消防庁舎建設に伴う負担金等など多くの財政支出が見込まれます。そういった中で、今まで以上に厳しい財政運営をやっていかなければならない。この中で平成29年度のこういった決算状況を踏まえまして今後どのようにして、今いろいろ市長からありましたけれども、改めて市長が2月に着任されたわけですから、市長として今後どのような形で財政健全化を図っていくのかお伺いしたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お話し申し上げましたように、その年度年度で各政策、重要事業が出てまいりまして、その中で先ほどご答弁申し上げました状況があるわけでありまして、根本的には市政バランスを保つことを基本としてさまざまな事業に取り組んでまいりたいと思います。同時に、公債費の圧縮・低減につながる財政運営を徹底してまいりたい。同時に、政策的事業が出てくるという場合がさまざまあるわけでありまして、そういった場合については、いわゆる有利な補助制度、国・県の制度を活用しながら、なるべく市に負担が少ないような事業の取り入れも私は必要ではないかと思っておりますので、そういうことで対応してまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 遠藤吉正委員。

○遠藤吉正委員 いずれにしても、今後いろいろな財政負担がふえますので、十分注意いただきまして財政の健全化を図っていただきたいと思っております。

2つ目に参ります。平成29年度における流用についてであります。

これにつきましても、所管課の観光交流課長、財政課長も同席いただきましたけれども、平成29年度における流用について、特に特化し件数が多かった観光費の流用について、先ほど話しましたが、所管であります観光交流課の課長に質疑するとともに、合議をかけています財政課長の出席を求めまして質疑をさせていただきました。

流用の方法とか制限等については、本市では財務規則の第16条に規定がございます。その中で、予算の流用につきましては、予算の不足を補う例外的な手段でありまして、無制限に認められるべきものではなく必要不可欠な最小限にとどめるべきものと考えております。

今回、平成29年度における観光費での10件の流用は、件数の多さだけでなく合計金額が500万円を超えております。特に、4月に流用61万円と予備費61万円を合わせて122万円です。事務処理された案件もありました。4月です。また、1件で324万円が6月に流用されております。なおかつ、この流用は、定例会の開催中に起票がされております。そのほか、流用した経費をさらに他の経費へ流用するなどの事務処理が行われた案件もありました。

今回の流用につきましては、当初予算のあり方、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正に処理されたのか、それから、事務及び予算管理は適正に行われたかなどの多くの問題が提起された案件だと思っておりますが、市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 2点についてのご質問だと思います。

まず、予算の流用の適正化についてでございますが、ご承知のように、予算につきましては、法

令の規定に基づきまして総計予算主義の原則や最小の経費で最大の行政効果を上げるよう住民福祉の向上に努めるとの考え方を踏まえた上で、予算編成方針によりまして優先的・重点的視点により的確な経費の計上に努め、原則、当初予算に年度間を通じて必要な経費を計上し、ご議決を得て執行するものでありまして、当初予算として当初予算していなかった事業については補正予算を提案し、ご議決を得るという形で進んでいるわけであります。

また、予備費の流用の適正化についてでありますけれども、これらの処理は、地方自治法及び喜多方市財務規則の規定にのっとりまして、同一項内で予算の流用及び予算外の支出または予算超過の支出により予備費を充当しているところでございます。この運用につきましては、当初予算及び補正予算が市議会にてご審議いただきご議決を賜った上で執行するものでありますので、予算措置の例外的手法で、お話がありましたように無制限に認められたものではないと私ども認識をいたしております。予算の流用または予備費を充当しようとする案件につきましては、補正予算での対応では間に合わない理由や緊急性などを確認した上で、不測の事態への対応や市民サービスに支障を来さないよう緊急的に対応・対処すべき場合など、やむを得ないケースについてのみ認めることとしております。

また、お話がございましたように、金額の大きいもの、いわゆる500万円以上の予備費充当を行った場合には議会へ報告するというごこともございますので、今後も執行すべき経費につきましては、当初予算あるいは必要に応じての補正予算への適切に算出、計上することを最大原則として、流用や予備費充当については、特別の事情として極力最小限とする取り扱いとして今後適切に予算管理を行ってまいりたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 遠藤吉正委員。

○遠藤吉正委員 市長から答弁いただきましたけれども、今回の流用は、主に施設や設備の修繕費であります。私としては、不適切な対応であったと考えますけれども、厳しい財政状況の中で必要な修繕費が確保されないで、結果、先ほどありましたけれども、市民生活の利便性を確保するために苦慮した事務処理であることも察することができます。今後、こういった形の中で、背景も含めまして、各施設や設備等の管理、修繕費のあり方についても検討すべきかと思っておりますが、これについて市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お話がございましたように、やむを得ない場合という形での言いわけにはならないわけでありまして、現実的に市民の皆さんがより必要とする部分、あるいはまた、真に住民福祉の向上に向けるためということであれば、計画的に当初予算をきちんと示しながら実施していくというのが当然だと思いますけれども、ただ、国・県の補助事業といったものが多々あるわけでありまして、それらについてもやはり十分連絡調整を図りながら当初予算で、先ほど申し上げ

ましたように、極力必要最小限とする予算の流用については対応してまいりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 それでは、私からは通告しておいた全体財政の運営について、あり方について何点か市長に質疑いたします。

積立金、決算書で言えば104ページです。私が資料請求しておきました総務常任委員会の資料で各種基金の動向を見てもらうとわかるのですが、資料であります、財政調整基金と減債基金、この推移を見ますと、毎年のように5億円前後の、それ以上のときもあるんですが、積み立てというか純増なんですね。平成29年度残を見ていただくとわかるんですが、資料の1の3、平成29年度、財政調整基金は純増で6,100,9,000円ですか、増額したと。減債基金は3億300万円等々、両方合わせますと62億円を上回っているんですね。これはずっと上回っているんですよ。合併した当時から見れば10億円ちょっとしかなかったんです。3倍以上に膨れ上がっているというか、積み増し続けているんですね。合併特例債を使っているいろいろな大型事業をやっていますが、それでもこれだけ積み上がってきているということなので、やはりこれは積み増しし過ぎているのではないのかと。私は一貫して言っていましたけれども。

これを何とかしてやはり、小島委員からもありましたけれども、身近な市民の道路の改良とか維持補修、そういう身近な問題や医療や福祉や子育てなど、そういうきめ細かなところにやはり9月補正、12月補正では使い切るというか、やはり年度内にそういうのを使って、さらにもっと必要なのは、普通交付税が確定する9月のときは、大体毎年増額で来ているんですよ、当初予算で組むよりも、9月の普通交付税は。だから、その分については9月補正、12月補正で身近なところにやはり予算をつけてくると。私は、そういう財政運営のあり方が平成29年度を見ても必要ではないかと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをいたします。

普通交付税につきましては、平成32年度までの段階的縮減を経て平成33年度に一本算定に完全に移行することとなっております。これまでは、隔年3%前後、あるいは最終年度につきましては1.5%前後、前年度より減少する見込みだという説明をいただいたと思いますけれども、そういう状況になっております。この歳入減への対応といたしましては、現行の中期財政計画においては、平成30年度から平成34年度までの5カ年度におきまして財政調整基金より16億8,000万円、減債基金より23億円を投入して対応することとしております。

しかし、さらに長期的に基金の取り崩しのみでの対応をし続けることは不可能でございますので、

業務の効率化や事務事業のスクラップアンドビルドに積極的に取り組み、無駄を徹底して排除し事業の重点化を図っていく必要があると認識をいたしているわけであります。住民福祉の向上のため、必要不可欠な経費については、当初予算あるいはまた必要に応じて補正予算においても措置をしているところでございますけれども、前年度決算を踏まえた中で、9月補正における地方財政法第7条の規定に基づき決算剰余金の2分の1以上の基金への積み立てとあわせて、ここ数年での歳入減少及び数年後に訪れる市債の償還の増加に備えるための基金への積み立ても、また必要なものと認識をいたしている次第であります。ご了承いただきたい。

○五十嵐吉也委員長 矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 それで、市長が言われた剰余金、不用額の2分の1を毎回積み立てるというんですけれども、不用額というのは、本来市の予算ですと毎年縮減傾向で総枠でやって、当初予算で全部上げるんだということを考えれば、不用額なんていうのは基本的には9月補正、12月補正と本当にやったら、私はよっぽどでない限りこんな何億円も出てこないと思うんですよ。言わせてもらえば、それを理由にしてわざわざ不用額をつくっているのではないのかと。市民の皆さんから、わざわざそうやって積立金をふやしているのではないのかと、そのように見られても、私は仕方がないとは思いますが、やはり本当に必要なものについては9月補正、12月補正で。普通交付税は、その年に必要だからこそ国から使いなさいということであるわけですから。全額やはりその分については使い切ると。その倍以上不用残をつくっているわけでしょう、はっきり言えば。積み立てている、それは。やはりこれはおかしいと思いますよ、決算を見てわかるように。何億円も毎年9月補正で普通交付税も増で出てきているんですよ。大体その倍以上が出ているんですよ、不用残は。どうなんですか。やはりこの財政運営は、市長のところから新しいわけですから、もっと精査してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 普通交付税の動向につきましては、先ほどご説明を申し上げましたとおりでありますけれども、ここ数年での歳入の減少及び数年後に訪れる市債の償還の増加に備えるための基金での積み立てもまた、必要なものと認識しておりまして、積み立てをすることによって住民福祉の向上、市政進展にはつながらないと私は思っておりまして、そういった意味では後年度にそれらを活用するというのも私は1つの方法ではないかと思っております、健全財政に向けて議会の皆様方のご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 あともう一つ、それはやはり私は言いわけでしかないなと思います。なぜならば、特別交付税は年度末3月31日に来るんですよ。毎年いろいろ、不確定だからこれはわからないとい

うのはありますが、毎年15億円余りずっと喜多方市は見てみますとされてきています。これは、では何に使うかという、結局3月31日ですから除雪費とかそういう災害出た場合のところということになっているんですが、除雪費もかかる、かかると言っても10億円くらいなんです。10億円くらいという言葉はあれですけども、10億円前後でおさまっているんですね、ずっと見ますと。多くてですよ。そうすると、特別交付税でやった5億円くらいは出てくるんですよ。それは次年度に回すと。繰越金でいってその半分が来る、それはわかります。ならば普通交付税の分、やる必要ないだろうと。そういうのも含めまして、やはりもっと不用残をつくらない。当初上げたのだからぎりぎり、各課では最小限で上げていて、出されたのなんて減らされているんですよ。本当はもっと市民の皆さんは必要なものがあるんですよ。もっと上げてほしいんですよ。やはりそれは身近なものに使っていく、そういう基本的な財政運営が私は必要だと思います。市長、改めてどうですか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 大変恐縮でございますけれども、除雪費などと言わないでいただきたい。市民生活に除雪は大変な重要なことございまして、これらに対する特別交付金という形で大きなウエートを占めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

同時に、先ほど……、そうですね。大変失礼しました。全ての事業、そうでありますし、それをご審議いただいているということでございます。したがって、後年度にさまざまな財政状況を踏まえながら、とりあえず現段階での基金への積み立てという形で処理をさせていただきました。今後につきましては、さまざまな行政需要あるいは新たな事業に向けてしっかりと健全財政の確立のために、議会の皆さん方ともご相談申し上げながら、しっかりとした予算編成にしていきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 私が特別交付税、除雪費と言ったのは、基本的に除雪費が増したときに、当初予算では5億円くらいしか上げていないんですよ。それには充当するが、特別交付税をそれ以外のものには充当してなくて、5億円前後はそのまま、言ってみればどこにいったかわからないんですよ。だから、剰余金というのかな、不用額としてそれが積み増していくんですよ、ずっと。そうではないでしょうか。私はそれを言っているんです。

もう1点、最後に言いますが、減債基金にどんどん積んでいるんだと。これは大型公共事業、いろいろ必要だからやるというんですけども、それなら、大型公共事業を進めるに当たっては、やはり計画段階からどのくらい必要なんだと、減債基金はこれだけ必要だからですという丁寧な説明が必要なんです。平成29年度は実は、豊川・慶徳線が実質本格的に工事が始まったわけですよ、全路線測量して。国からも交付金をもらっているんですよ。平成29年度の3月当初予算に予算も上

がっているんです、ちゃんと。明確になって、道路改良費ということで。だけれども、我々が3月でこの問題を前山口市長に委員会でも議案審議でもやりました。しかし、総額が幾らになるかわからない、まだ明示できないという、そのような答弁だったんですよ。だけれども、平成28年度には当然国に概算要求で事業計画、総事業費も含めて上げているんですよ。だけれども、それを3月初予算でも説明を市民にしない、議会にしないような態度であって、かといって、だから減債基金は必要だ、大型事業があるから積まなければならないと。私は、こういう市民への説明、財政運営、公共事業のあり方、全体は遠藤市長は改めてもらいたいと思うんですが、市長は、計画段階から情報公開を徹底してやっていく、市民とともに公共事業もやっていくんだというんですから、これはそういうふうに理解してよろしいですね。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お話ございました大型事業等々の事業実施については、先ほども話しましたように、市民生活に不可欠な、あるいは、将来の喜多方市の都市像を示す中では大変重要な事業と位置づけられた場合については、今までもそうだったと思いますけれども、もちろん情報公開を徹底しながら議会の皆様方の中に数字をお示しし、同時に市民の皆様方のご理解をいただきながら事業執行に努めてまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 今までそうでないんですよ、豊川・慶徳線。ずっと調査だ、調査だと言って毎年度のように予算をつけていました。平成29年、わかっていると思いますけれども、本格的に始まったんですよ。測量が始まって。だけれども、その当初予算のときに、それでは総事業費が幾らくらいになるんですかと。それは答弁がないんですよ。実際そういう中で進んでいるんです、全線測量で。だから、今後、遠藤吉正委員も言われましたように、大型事業いろいろめじろ押しです。ですから、計画段階からやはり市民を交えて全体計画、そして総事業費どのくらいになるか、年度計画も含めて市民の皆さんにオープンで公開しながら進めていくと。遠藤市長は、そういう公約も出していますから、それは間違いはないですねということで。今までのことを見ていただいて、やはり改めなければだめですよ。今までのやり方ではだめだと思いますから。そういう覚悟はありますか。覚悟と、そういう認識だとは思いますが改めて、決算ですので、市長の決算ではないですが、やはりこういうやり方は改めると、そういうことをどうですか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 私は、当然のことながら、行政運営については市民全ての皆さん方にオープンにしながら、よりよい喜多方市、そしてまた住民福祉の向上に努めるという立場からオープンにして、市民の皆様方とも、ある意味では、特に大型事業についてはどれだけのいわゆる市の負担が

あるのか、いわゆる事業効果があるのかというのも当然あって、いわゆる国・県の事業の該当になるわけでありますので、それらも含めて当然のことでありますので、そのように努めてまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分、委員会を再開いたします。

訂正させていただきます。再開時間は11時5分に訂正させていただきます。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○五十嵐吉也委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。ご質疑ございませんか。

矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 続けて、人間ドックの問題について。後でやるかなと思ったんですけども。簡単に終わります。やってしまいます。

これは、国保特別会計の430何ページだと思うんですが、資料で言いますと決算の文厚の1番目、一番下の人間ドックですが、定数、枠を80人で160万円で組んでやって満杯になったんですよ。要するに期日前に満杯になると。細かいものはやめますが、連休を挟んで4月末から5月上旬、10日前後で申し込みをやっているんです。そして、その後の申し込みもあるんですね。けれども、途中で予算の枠が満杯になりましたからと打ち切られているんですよ。これは、また30年度はさらにひどいです。私も見てあれだったんですけども、80人と最初から枠が書いてあるんですね。申し込みに80人と書いてあって、そうしたら5月1日、連休のさなかに募集が満杯になったと。要するに、そういうことで私も非常にはっきり言って怒られました、市民の皆さん方に。これは、市は改善だと言っていたけれども、人間ドックを見れば全く、受けるなど言っているのと同じことだべと。1,000人くらい対象者がいるんですよ。今までは年齢関係なく国保加入者は受けられていたんですよ、希望者は。ですから、見ていただくように、平成27年度は583名の方が受けられているんですね。だけれども、平成28年度、平成29年度は枠をがっつり160万円で減らしまして、年齢も5歳刻みにしました。ですから、これだけなんですよ。だから、私は、かなり細かく質問事項に書いてありましたが、まずこの点について市長、どうですか。これは本当に健康増進の施策と言えるのかと。市長はどうお考えでしょうか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） ご答弁申し上げます。

本市の健診につきましては、集団健診と医療機関での施設健診のいずれにおいても受診できる体

制を整え、利便性の向上と受診機会の確保を図ってまいりました。健診体制の充実が図られたことを受けまして、市民の健康実態と喜多方市健康づくり推進協議会の意見を参考としながら、平成28年度から、お話がございましたように、受診率をより一層向上を目指して特定健診を無料とし、人間ドックについては、生活習慣病を含めた一般的な疾患の早期発見や健診受診の動機づけとして45歳から65歳まで、お話がございましたように、5歳刻みの節目として健診として実施してきたところでございます。

しかしながら、受診率が伸び悩んでいること、健診の方法を変更してからことしで3年目になることから、これまでの実績を検証し、また市民の要望等も参考としながら、より市民の健康づくりになるような人間ドックと特定健診のあり方を含めて健診体制について再検討をしてみたいと。3年を経て最終年度でございますので、これからについて再検討をしてみたいと考えてございます。

○五十嵐吉也委員長 矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 私は質問事項を具体的に書いてきました。再検討する、私は当然だと思います。なぜならば、市が言っていた、特定健診を無料にしたからそれに重点を置いて啓蒙活動もしてやるんだというんですが、進んでいないんですよ。平成28年度から始めて、平成28年度はまだ啓蒙というのが徹底していないからだと言っていました。だけれども、平成29年度、平成30年度もわかりませんが、それほど多分ふえていると思います。10月号の市民だよりに出ていましたけれども全県で、順番つけるのはいい、悪いありますが、本当に低迷していて最下位クラスなんですよ。この傾向はずっと一貫して変わらないんですよ。だから、これを上げていくのは当然、無料にしたのは私は評価いたします。積極的でいいと思います。だけれども、それとあわせてドックを、5歳刻みで人数も、過去の実績からだということなんですけれども、160万円、80名に、対象者は1,000人くらい多分いらっしやると思いますが、こういうふうにしてしまうというのは、日ごろからドックはやる必要がないと。ドック申し込んでも、その年もしだめならば、あと5年後でないと受けられないんですよ。でしょう。こんな施策、市として補助を出してやっていくのでこんな施策はないですよ。まず、予算枠160万円、80人というのを改めるんですか。言えるかどうか、市長はこれについてどうお考えですか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） まず、この人間ドックの定員を設定した場合、いわゆる予算がオーバーした場合ということでございますけれども、定員を設定するかどうかについても今後の検討によりまして、その状況によりましては、補正予算の計上を含めて対象者、いわゆる希望者ができるだけ多くの方々が受診できるように工夫して実施して検討をしてみたいと思っています。

○五十嵐吉也委員長 矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 それで、全体の予算のことを言いましたけれども、今まで山口市長は、予算の年度内の総枠を当初に上げるんだと。年度途中で補正するというのは一切認めないと。これが予算編成の大原則なんです。だから、今、市長が言ったのはこうではなくて、要望がある場合は補正もやるんだと、そういう認識でいいんですね。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お話がございましたように、市民の健康維持・増進を図るために有用な事業だと私は認識いたしております。したがって、当初予算で計上して希望が多いからこれで終わりですよということではなくて、やはりすべからず市民の方々が要望すれば、状況にもよりますけれども、それらの補正予算等の計上についても検討してまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 わかりました。積極的に必要なところはやはり現状、実態に合わせて、市民のあれを実現するために、その編成方針でなくて、総額決めたけれども補正も組むんだと、そのように私は認識しました。

だから、問題は、全体のことも言ったように、市がこれでやっていますから、いろんな市民の補助、要望に対して当初予算で枠をはめられていますから、結局多く来たのは後回しというか、次の年、次の年になってしまうんですよ。それが一番端的なのが、先ほどもありました小島委員の道路改良やその補修の問題だと思います。やはりこれは、先ほど私は当初のところでは言いましたように、9月や12月で必要な場合は不用残をつくらないと。特に減債基金なんか、それだけ本当に必要なのか。市民の前に全体計画、公共事業を明らかにして積極的に、私はそういう市民生活の身近な要望に応じていく、そして、公共事業も身近な道路や水道等々の補修には積極的に補修を、当初予算で上げていなくても、それを上回っても、やはり必要なところは緊急性、どこも緊急性あるし、必要だから道路や水道は上がってくるわけですから。そこに使っていく、そういう財政運営をして、当初で上げた以外は一切認めない、これは改めて、これは来年度から、市長はこれから始まると思うんですけども、やっていただきたいと思いますが、そういう点ではどうですか。改めてお尋ねします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 先ほども申し上げましたけれども、必要に応じて補正予算等も含めて検討してまいりたいと思う次第であります。しかしながら、人間ドックももちろんでありますけれども、特定健診もあるわけでございます。これらのあり方も含めて診療体制あるいは診療機関といったところとの協議もあるわけでありますので、これらについて先ほど申し上げましたように再検討し、さらには補正が必要となる場合については、当然補正も編成しなければならないのではないかと私

は思っている次第であります。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

坂内委員。

○坂内鉄次委員 私からは2つほど用意させていただきました。坂内、また同じことまたやるのかなんて言われそうですけれども、市長も変わりました、新しい遠藤市政の中で風が吹きつつあるなどという実感を持ちましたので、取り上げさせていただきました。

まず、集会施設の関係ですけれども、市有集会施設の地区の譲渡がずっとこの間行われてきました。同時に、一方においては、行政区所有の施設への補助制度の改善もこの間行われてきたというところです。これは、とりもなおさず集会施設修繕費用負担などの均衡を図ると、格差を是正したいという合併以来の課題でもあった観点から取り組みされてきたということでもあります。

しかし、私は、最初からこの譲渡関係についてはいかなものかと思ってその都度主張してまいったところでもありますけれども、平成23年度から始まりました譲渡は、ようやくここで少し進んだのかどうかわかりませんが、平成30年4月1日現在、資料をいただいた部分については、11施設譲渡が完了しました。しかし、このまま進めていくにしても、完了に至るまでは全く不可能に近い、皆さん、ここにいる人たちがあの世に行っても進まないくらいに時間がかかるわけです。

今、人口減少、構成戸数の減少が顕著になっております。小さい集落であれば、集会所が譲渡されて地区のものになっても維持管理が大きな課題となって、もう人口減、戸数が減っているのにもらってもなかなか運営できないというのが正直な話です。

行政というのは、トータルでやはり見るべきではないのかと思うんです。確かに集会施設そのものにすれば市有集会施設を有する行政区は恵まれているかも知れませんが、全体的にやはり周辺部なんですね。山間部に位置して、山間部周辺部は、行政サービス全体からすれば上水道、下水道、ごみ処理、あるいは除雪にしても都市部と比べれば非常に行政サービスは、低いという言い方は悪いんですが、なかなか都市部に比べて同じにはならないと。そういうことであれば、やはりトータルの観点で考えるべきではないかと。

ということで、今までの譲渡方針をまるっきり180度転換するのも、これは譲渡を受けた地区にも大変申しわけないので、ここは譲渡も受けてもいいよという元気のある地区に限定して、今までやってきた自治組織、そういう組織づくりについては評価される場所でもありますけれども、そういう組織をつくって財産取得してもいいよという元気なところについてはそれでいいとしても、ちょっと待てよ、うちのほうでは困るというような部分については、それ以上押しつけがましいことはやらないというような方向をやはり確認していくべきではないのかと思うんです。

均衡を図るには、地区所有の集会施設の改修事業、確かに改善しておりますけれども、まだまだ低いわけですから、市の補助制度をもっと手厚いものにしておけば均衡が図られると。何も合併したところの市有集会施設を持っているからそこの格差が非常に高いなんて、そうでないところが

言っているわけではないので、その辺は市民は納得していくのではないかと思います。

その財源はどうするかという部分になれば、今まで何人も譲渡に携わってきた職員の人件費を考えれば、もう少し手厚い補助制度を考えても十分間に合っていくし、地区の修繕についても、きちんと建築関係でチェックしておけば、査定も厳しくすれば、本当にかかったところの予算が使えるのではないかと。道路評価委員会の話も出ていましたけれども、そのように出てきた要望については、予算も限りがありますので、優先順位をつけて本当に必要なところを修繕していくと。それは市でチェックをして、競争入札なり見積もり合わせをきちんとやるということで経費を抑えていくことができるのではないかと思いますので、ぜひ地域振興、公平性などの観点から今までのやり方を見直しをしていただきたいと思います、市長のお考えをお願いしたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えいたします。

坂内委員からは2点についてのご質問だと思います。集会施設関係についてと補助金ということでございます。

集会施設につきましては、ご承知のとおり、行政区の所有と市所有がございます。所有形態に差違が生じているということで、維持管理に不均衡等が生じていることから、市では、差違を解消するため行政区に対する市有の集会施設の無償譲渡を進めてきたところであります。現在、各担当において各行政区と協議を重ね、11という紹介がございましたけれども、本当に毎年少しずつでありますけれども進んでいる現状でありますけれども、できるだけご理解をいただいてまずは早い時期に譲渡できるように努めてまいりたいと思います。同時に、中山間部の小規模な行政区に対しての対応につきましては、地区の実情を考慮しながら行政区と協議を行い対応を進めてまいりたいと思います。

なお、今後につきましては、庁内の情報共有を密にしながら、譲渡が進む対応策について検討してまいりたいと思います。なかなか進まないという歯がゆい部分もあろうかと思いますけれども、今までやってきた部分の既に譲渡が完全に進んだという地区もございますので、それらも含めてひとつ今後譲渡が進むように進めてまいりたいと思います。

さらには、集会施設の補助金関係でございますけれども、行政区所有の集会施設の新築・改築等には多額の費用がかかるために、行政区のみの負担で行うことは難しいものと考えております。市では、新築を初め屋根塗装、トイレの簡易水洗化などの改修費用の一部を補助し、負担の軽減に努めているところでございます。補助額については、受益者負担と市の負担のバランスを考慮するとともに、世帯数に応じて30%から70%までの補助率を設定することにより、1世帯当たりの負担の均衡が図られるよう配慮しているところでございます。行政区から集会施設の新築についてのご相談がある場合には、建設費だけではなく、光熱水費、各保険代など毎年維持管理経費がかかること

などを丁寧に説明するとともに、公共施設等の利活用なども検討していただくように助言を行っているところでございます。集会施設の集会施設整備事業補助金につきましては、平成26年度の改正以降、実績も順調に推移しておりますので、当分の間は、現行の補助率により支援してまいりたいと思います。

同じような答弁になったかと思いますが、まずは、数が多いという状況も踏まえて懇切丁寧に譲渡が早期に進むような形で進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 坂内委員。

○坂内鉄次委員 数がふえたというのは、私だけ感じたのかわかりませんが、市長、行政は継続性という部分でありますのでそれはやむを得ないんですが、ひとつ今の方針をもう少し研究してください。例えば、楚々木、置換受けました。しかし、小楚々木にある集会所を管理運営する戸数は1戸になってしまったんです。もう地区に譲渡しながら周辺地区についてはそういう地区があらわれていると。数戸で市でもらってくれといっても大変だという状況もございますので、格差是正、格差是正ということがありますけれども、合併して13年もたって格差是正もできないのは、それはそれとして固有の5市町村、持ち寄った部分での行政の差違があっても、それは仕方がないと私は思うんです。行政サービスは統一、均衡を図らなければならないんですが、だったらそこに下水道を引っ張ってくれ、水道がないところに水道を引っ張ってくれ、除雪もまめにやってくれ、ごみ収集もちゃんとやってくれと。差があるわけですよ。だから、集会所だって差があっても仕方がないなと思うんですよ。周辺部だけなんです、市有集会施設を持っているのは。その辺を市長、認識を改めて考えていただきたいと思っておりますし、その差違を埋める地区所有の集会施設の補助制度を少し増額してくれれば、均衡はもう図られるわけですよ。だから、その辺を研究していただきたいと思っております。答弁は結構です。同じになると思いますから。

次に、2つ目の上ノ山墓地公園の管理です。これも風が吹いているのかと思って再度やるんですけども。

先日の一般の審議で平成29年6月に、目視ですけれども、全区画の建立状況、墓を建ててない墓所の調査をしたということで、資料をいただいた部分については、3,255区画のうち540区画が未建立、まだ墓は建っていないと。1割5分くらいは墓が建っていないわけです。

これから増設という計画もあるわけですが、やはり墓地の増設については、この540区画の行方、消息、調査をやはり行って、もうとっくにここにいない人、あるいは、いても跡取りがないとか建てる意思がなければ返還していただいて、それを必要な方に使用していただくというのが専決ではないのかと思うんです。人口減だ、戸数減だと、墓の継承も難しくなっていくというのを考えれば、従来の墓所、そういう墓を求める需要は少なくなっていくと私は考えるわけです。だから、空き墓所の活用が重要ですし、墓の形式も合葬式施設ということも出てきましたので、その

辺の状況を見きわめながら進めていただきたいと思います。

ただ、従来型の墓所の増設がどうしても必要となれば、現在のエリアの急斜面をむいて5,000万円の当初の事業費に2,000万円も増額するなんていうようなことを繰り返すのではなくて、もっといい条件のところ、区域を広げていくということが必要ではないのかというのが1点です。

もう1点は、永代管理制度なんです。当時は、資金運用からすれば20年分一緒に1回にもらって、5%も6%も利息があったときについては果実運用によって大変な効果があったと思うんです。今はそれが全然当てにできないし、永代管理になって、毎年もらう制度からすれば、もう連絡のしようがないんですね。だから、結果として500も未建立のものが出てしまうと。20年分納めれば未来永劫納めることがないというのが永代管理料なんですよね。野口英世とか坂本龍馬の墓だったら市民の負担で管理しても文句は言えないと思うんですが、一般の人たちの墓を市民が今度市民の一般財源で管理運営、管理費を出さなければならないという理屈になってくるわけですよ。その辺を考えれば、永代管理ということを改めて、やはり毎年毎年もらうような形に進めていくべきだし、20年たったとしても、受益者負担の原則からやはり方針を改めて管理料をいただくという形に持っていくべきではないかと、この2点含めて市の考えをただしたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） ただいま2点についてご質問をいただきました。

現在の上ノ山墓地公園の拡張整備計画を決定するに当たりまして、都市計画公園内の外部周辺部に墓地を造成できるかどうか検討ということでございましたけれども、当時は新規墓所の造成を急ぐ必要がありましたことから、南側斜面は急斜面の傾斜地帯で裾野に広がる農振農用地、坂内委員、ご案内のとおりだと思いますけれども、農振農用地が広がっていること、また南西部の土地は地元の墓地があるということから、南側への拡張は難しいと判断した、ご承知のとおりだと思います。

なお、今後の拡張整備計画においては、お話がございましたように、合葬式施設の整備も含め検討するとしたことから、これによる従来型墓地の需要への影響などを踏まえ、拡張整備計画の見直しを検討してまいりたいと思っている次第であります。

また、永代管理料の関係のご質問がございました。永代管理料により納入された方と毎年管理料を納入する場合の均衡を図る必要があるのではないかとということでございますけれども、管理料の運営における精査が私は必要になってきているのではないかとということから、今後他の市町村の状況等を参考としながら検討してまいりたいと思っている次第であります。よろしく願いいたします。

○五十嵐吉也委員長 坂内委員。

○坂内鉄次委員 市長の答弁ですからそれ以上のことはないと思うので、ひとつその辺で認識を深めていただいて前向きに検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

佐原委員。

○佐原正秀委員 それでは、建設関係について3点ほど質問いたします。

まず初めに、307ページになるのですが、債務負担行為を活用した工事の早期発注について質問をいたします。

平成29年度におきまして債務負担行為を活用して工事や工事に関する測量調査について早期発注を行い、発注の平準化に努めているところでありますけれども、春先は建設関係者の仕事が極端に少なくなる時期でもあります。工事などの早期発注は経費対策などに大変効果のある取り組みであると考えておりますが、市長の考え方についてお尋ねをいたします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをいたします。

債務負担行為を活用した工事の早期発注は、年間を通して切れ目のない需給機会の確保につながり、経費対策あるいは雇用確保などに効果のある取り組みであると考えております。また、適切な工事時期、期間の確保による品質の確保や職員の業務量の平準化も図られ、効果的な事務執行につながっているものと考えております。

○五十嵐吉也委員長 佐原委員。

○佐原正秀委員 それでは、平成30年度におきましても同様の取り組みがなされておりますけれども、今後早期発注を行う工事をふやす考えはないでしょうか。希望されている関係者も大変多いわけでありまして、市長の最善なる英断を望む声もあるようであります。そこで、今後の取り組みについてお伺いします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 英断というような話がありましたけれども、英断になるかどうか、ご答弁申し上げたいと思います。

債務負担行為を活用した工事の早期発注につきましては、工事の内容、完成時期などを検証し、年間を通した工事発注の平準化が図られるよう今後も努めてまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 佐原委員。

○佐原正秀委員 続きまして、2つ目に入りますが、繰越工事の削減対策について質問をいたします。

平成29年度におきましても繰越工事が発生しております。各工事ともそれぞれにやむを得ない事情があることは十分承知をしておりますが、しかし、私の考えでは、工事を早急に発注すれば気候のよい、また、環境のよい施設に十分な工事期間が確保でき、繰越工事を減らすことが可能である

うと考えておりますが、いかがでしょうか。そこで市長の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをさせていただきます。

繰越工事となる理由については、異常気象による工程の遅延や用地交渉や関係機関との協議に時間を要したことによる工事発注の遅延などがございます。それら为了避免のため、適切な発注環境の確保とともに、適正な工期や品質の確保のため早期に工事を発注を行うことは、大変重要であると考えてございます。

○五十嵐吉也委員長 佐原委員。

○佐原正秀委員 市として繰越工事を減らすためにどのような対策を考えておりますか、お伺いしたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 早期に工事発注を行うための取り組みについてでございますが、効果的かつ計画的に事務を進めるため、組織的に毎年度当初に発注計画を策定いたしております。この計画に基づきまして適切な進行管理を行い、繰越工事の削減に努めてまいりたいと思えます。

○五十嵐吉也委員長 佐原委員。

○佐原正秀委員 それでは3点目ではありますが、熱塩浄水場の更新状況について質問をいたします。

熱塩浄水場は、平成4年より喜多方地方水道用水供給企業団、水企業団において水道用水供給を開始し、合併や水道事業統合により市内全域に水道水を供給している重要な浄水場であると考えております。この中で水企業団にかかわった方はおりませんけれども、私は8年間、水企業団に議員としてかかわってまいりました。その当時、施設の更新などの話もありました。振り返ってみますと、その工事が現実になったわけでありまして。そのことから、これまでの更新における熱塩浄水場の経過、財源、今後の更新工事予定について、市長の見解をお尋ねします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをさせていただきます。

お話がございましたように、これまでの更新における熱塩浄水場の経過及び財源についてでありますけれども、熱塩浄水場は平成4年より水道水の供給を開始しております。稼働年数が20年を経過し中央制御の設備、さらには受変電動力設備、ろ過設備等において保守の対応や部品の調達等の面で安定した維持管理が困難な状況となっております。このため更新工事を計画し、お話がございましたように、平成25・26年度に中央監視計装設備更新工事は自己財源で、平成28・29年度に受

変電動力設備更新工事及び平成29・30年度で急速ろ過設備更新工事は企業債で実施をいたしているわけであり。なお、この熱塩浄水場の更新工事における総事業費は13億1,300万円となっております。

さらに、更新工事予定であります。今回の更新工事は平成30年度、今年度をもって完了することとなるわけであり。けれども、今後は、予防保全の考え方に基づきまして保守点検や計画的な補修によりまして施設の長寿命化に努めてまいりたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 佐原委員。

○佐原正秀委員 この更新工事につきましては、多くの資金がかかるのではないかと考えております。当時も話が出ておりましたけれども、この工事は企業債により行うものと思われ。けれども、その内容と企業債の償還財源の方法について伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 企業債の償還方法につきましては、借入期間は20年で、元金償還5年据え置き、元利均等払いで借入利率は0.3%、借入先は政府の財政融資資金となっております。細かく言いますか。よろしいですか。そういうことで償還方法については実施するということになってございます。

○五十嵐吉也委員長 佐原委員。

○佐原正秀委員 これまで更新工事をやりまして多額の工事費がかかっているわけでございますけれども、水道料金にかかわる今後の見通しについてお伺いします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをさせていただきます。

水道料金の今後の見通しについてでございますが、2013年に喜多方市水道事業経営等審議会による水道事業経営等に関する答申を踏まえまして、2018年度まで現行料金を維持することとしております。2019年度以降の水道料金につきましては、今年度中に喜多方市水道事業経営等審議会に諮問をし、その答申を受けて判断したいと考えてございます。

なお、2017年度から10年間を計画期間とした喜多方市水道事業経営戦略におきまして、消費税改正を除き現行料金の維持に努めることとしており、水道を使用している市民の皆様の負担増にならないよう、今後も加入促進や老朽管の更新による有収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 佐原委員。

○佐原正秀委員 答弁は要りませんが、市民の総意として申し上げますけれども、ぜひとも水道料金につきましては据え置きを望むものであります。どうかよろしく願い申し上げます。質問を終わりたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

遠藤金美委員。

○遠藤金美委員 通告しておきました10番の職員の検診について。

今回請求しました資料を見まして、健診該当者の場合は98.6%の方が受けられています。二次検診、最初の健診は健康の健で、二次検診の場合は140人のうち受診された方が75人で受診率が52.8%ということで、それぞれ諸事情もあると思いますけれども、この二次検診の受診率を高めること、また受診者の方の細やかな保健指導についての市長の考え方を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをさせていただきます。

二次検診の該当者につきましては、所属長を通じて受診勧奨を行っているところであり、受診に当たっては、職務に専念する義務を免除し受診しやすい環境づくりを行っております。職員検診の結果については、総務課で取りまとめを行い、疾病の傾向、検診結果の正しい把握やみずからの生活習慣の見直しについて職員に周知し情報の共有を図るとともに、受診率の向上、生活習慣の見直しなどにつなげているところでございます。

また、保健指導につきましては、総務課に配置した保健師により受診結果に基づく保健指導のほか、随時健康に関する相談も行っております。健康であることは業務の遂行において最も重要なことですので、引き続き健康に関する情報提供を行い、健診による健康状態の把握、異常の早期発見が重要であるという意識を醸成するとともに、二次検診の対象者が受診するよう指導を徹底し職員の健康の保持・増進に努めてまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 遠藤金美委員。

○遠藤金美委員 保健師さんの場合は、むしろ身内でなかなか保健指導がしづらい面もあると思います。生活習慣病なり、あるいは医療機関との連携も密にさせていただいて、職員の健康管理に留意していただきたいと思います。

次に、11の職員の超過勤務なんですけれども、今回資料を見させていただきましたところ、一部の部署によっては、大幅に超過勤務が突出されるところも見受けられたわけです。そこで、現体制でここを進める場合、職員適正化計画云々もよく答弁で伺っておりますけれども、職員の併任制の強化、専門性を高めるということも必要だと思いますけれども、やはり1人2役も3役もこなせるような業務体制、なかなか内容的にも厳しいかもしれませんが、こういう形での併任制の強化、それから、業務内容、確かに超過勤務が多くなってきている内容については、それぞれの業務内容が煩雑化し多くもなっていることもうなずけますけれども、こういう形で業務内容の見直しについて伺います。

次に、庁内検討会的にいろんな形で各課、各部署で横断的にやっておられるようでございますけ

れども、やはり一部の特に問題、課題を解決するためには細やかな打ち合わせ、そういう形でプロジェクトチームの創設、これについてはいかがでしょうか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 職員の超過勤務につきましては、お話がございましたように、選挙事務や税の申告受け付け、さらには災害対応など一時的に業務が集中する場合や、あるいは大型の規模の事業や各種計画策定業務などにより特定の部署や個人に偏りが見られるのも現状であります。

これらの状況を改善するため、各所属長を中心に業務の効率化、平準化、さらには分業化など業務改善に取り組んでいるとともに、組織体制のヒアリングなどをもとにして各部署の状況に応じた職員の配置や必要に応じて業務を兼務する、または、お話がございましたように、併任させるなどの柔軟な業務分担にも努めている次第であります。

また、私はきょうバッジをつけてきましたけれども、9月3日にイクボス宣言をいたしましたけれども、管理職が先頭に立ちワーク・ライフ・バランスに配慮し、職員が健康でやりがいを感じられる職場環境となるよう、事務事業の見直しや情報計画技術等のICTの活用などによりまして業務の効率化を図るとともに計画的な業務執行に努めてまいりたいと思います。

また、時間外の勤務削減に向けた庁内プロジェクトチームをつくってはどうかというご指摘がございましたことごの設置につきましては、今後その必要性を検討してまいります。まずは全職員が働き方改革の重要性を理解し、全庁的に取り組んでいくことが私は大切ではないかと思っております。執務時間内のタイムマネジメントやノー残業デーをさらに徹底するなど、職員の超過勤務の縮減とともに健康の保持・増進に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 遠藤金美委員。

○遠藤金美委員 今の答弁と先日の資料の中でいろんな改善策も伺って、それを実行すると。先日、我々決算特別委員会である水曜日の日、ノー残業デーが（午後）8時5分までかかりましたけれども、これは何ともいろんな決算、内容でそれなりに指摘する事項もありましたので、その点はご了承いただきたいと私なりに思いますけれども。ところによっては管理職は早く帰るとか、あるいは、その業務内容によっては、皆さん、応援なり支援を模索して解決していくんだと、そういうことで、私としては、特に今現在、社会的にクローズアップされております、勤めている方の過労死という言葉、そういう表現しますけれども、こういうことが起きないように、前もお話しいたかもしれませんが、健全なる精神は健全なる身体に宿ると。それによって市民のサービスも向上されるのではないかと。やはり職員の方の顔に出ていると、市民もああと思えますから、その辺にも留意しながらこれからの健康管理に努めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） もっともなことだと思っております。私どもは、住民福祉の向上、喜多方のさらなる未来に向けての大きな飛躍する行政運営を束ねる一組織でございますので、まさに心と健康が病んでは思い切ったすばらしい計画ができないという状況は当然でございますので、市民の皆さん方に奉仕する立場から言っても、みずからの健康管理、あるいは残業等も含めて、幹部職員あるいは私も含めてイクボス宣言をいたしましたけれども、それが実行に移るように努めてまいりたいと思っておりますので、議会の事務局側もひとつご協力をいただきたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 遠藤金美委員。

○遠藤金美委員 そのような思いで、昔の映画のせりふではないですけども、正義の味方という言葉もありましたけれども、私は職員の味方でもあります。職員の皆さんが働き方によって管理職、この喜多方市の、場合によっては我々市議会議員おめたち何やってんだと、先ほど小島委員もありましたけれども、そのようなことのないように、特に職員の健康管理に留意していただきまして。

次に、市民税、国民健康保険税の滞納解消についてということで、これについては、同僚議員からもあって大きな問題であります。我々が額に汗して働いて、納税の義務だという形でいく中でも、それなりの滞納なり不納欠損が出てきていると。そこで、民間への徴収委託なども調査研究してこの縮減を図るべきではないかと。いかがでしょうか。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをいたします。

市税や国民健康保険税の滞納解消には、納税相談等による自主納付のほか、財産調査等を踏まえた滞納整理が有効であると考えて今日まで参りました。特に現年度分につきましては、比較的早い段階での納税の相談が未納、滞納を抑止する方法であると考えていることから、日ごろからの取り組みに加え、毎年11月を収納率向上特別対策強化月間と位置づけまして、管理職等による特別訪問徴収を実施し新規滞納の圧縮に努めているところでありますが、その他、効率的な業務の執行を図るために民間への委託等について調査研究してまいりたい。県内の自治体もそういうところが出てきたようであります。調査研究してまいりたいと思っております。

なお、滞納管理には多くの費用や時間、さらには労力を要しますことから、調査の結果、納付の見通しがなく不納欠損に相当するものについては、法に基づいた適切な処分を今後とも図ってまいりたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 会議の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時に委員会を再開いたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時58分 再開

○五十嵐吉也委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

ご質疑ございませんか。

齋藤委員。

○齋藤仁一委員 それでは、まず7、財政運営についてということでお尋ねをいたします。

2017年度決算において、経常収支比率が93%になりました。私自身もやはりこのことに危機感を覚えております。今回はこの比率の算出方法が変更されたことを考慮しても高い比率であり、財政の硬直化が進んでいると見ています。

この決算特別委員会では、繰り替え運用について議論いたしました。資料をいただいておりますけれども、4月、5月の繰りかえ運用というようなことは理解できるとしても、例えば年度最終の1月17日から3月いっぱい、2月から3月いっぱい、3月19日から3月いっぱいというようなことでの繰りかえ運用については、12月議会までには交付税等が確定されるわけでありましてけれども、このことについてはどうも理解ができないと思っております。

この議論の後に、利率のことについては議論をいたしましたけれども、財政調整基金、減債基金ともに市の基金であるわけですが、そこから借り入れをすると利率が生じる。これは繰り替え運用する場合の規定というものが有りますから、そういう運用によってこの利率が生じるんだらうと思うんですが、ただ、普通に考えれば、自分のところの基金であるわけですから、それを引き出して繰り替え運用に使ったからといって、利率が生じるなんていうのは普通ならあり得ないことだと思っております。

このことについてはお尋ねはしませんけれども、いわゆる1月から3月までの繰り替え運用についてということで、市長の見解を伺いたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをいたします。

当該年度に収入予定する現金については、歳入予算において当該年度に見込み得る額を計上しております。しかし、執行においては、その収入の時期はさまざまでありまして、地方交付税や交付金のようにある程度収入できる時期を予定できるものもありますが、ほとんどの場合はそうでないということでありまして、そのため歳出予算に係る事業の支払いのため歳計現金が不足することが予測され、支払いに充てる現金として一時的に基金残高の多い財政調整基金や減債基金から歳計現金に繰り替えして支払いに充てることとしております。

このような中で、繰り替え運用を行ってきたところでありますが、財政運営上から見ても、そういう意味では危機があるということでは弾力性がないということではないのではないかということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 これは、市長の見解を伺ったので、市長の見解と私の見解が違うというようなことで理解をしておきたいと思うんですが、ただ、いずれにしても、この繰り替え運用については、我々の議会には全然かからないわけです。かかるのは一時金借入れの額30億円だったと思いますが、そのことがかかってくるわけです。これは議論をいたしましたけれども、30億円については、確かに利率が高くなるので、なかなかそれは使えないんだというようなことであります。しかし、議会ではそれをよしとして認めたわけでありますから、ある意味では、予算の流用だとか予備費の流用だとかというようなことと同じような感覚で、こちらに現金があるから運用しているんだというようなことだけではどうも話が済まないのではないかと捉えました。それは先ほど見解が違うということなので、次に移っていきたいと思います。

職員の条例定数についてということで、いわゆる定数管理について議論をいたしました。2017年度の職員数は510人、臨時職員及び嘱託職員数は342人ということで、職員といわゆる臨時職員の方々の比率というのが6対4であります。特別委員会の中で議論して、当局としても業務量はふえているんだと。そういう中で職員を増加する考えはないと。それで定員適正化計画にしがたって進めていくとの答弁でありました。現在、喜多方市の職員の条例定数というのは625人であります。このことについても、定数については上限の定数であるので変更する考えはないんだという答弁でしたけれども、条例定数とは余りにも乖離があるのではないかと。ぴったりにしるということをお願いののではなくて、やはりこの辺についても条例定数をどうしていくかというのは検討すべきだし、きちんと示すべきだと思うんですが、市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをさせていただきます。

普通、地方公共団体の職員の定数は、地方自治法第172条第3項によりまして条例で定めることができるとなっておりますけれども、その基準等は定められておらず、各自治体が事務執行のために必要とされる職員の数を定めているものでございます。

本市におきましては、行政需要の急激な増加への対応や制度改正、組織改編などに対応するために、平成19年度以降職員定数条例の改正を行っておりませんが、職員数につきましては、定員適正化計画を策定し、適正な人員の確保、配置に努めているところでございます。今後につきましては、ただいまご意見もございましたけれども、社会情勢の変化や国の制度改正等の動き、さらには定員適正化計画との関係などを考慮し、どのように職員定数を定めることが適当なのか、その基準などについて調査研究を行い、職員定数条例の改正について検討してまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 市長から今ほど答弁いただきました。合併して以降、これについては全然定数は変

わっていないわけでありますけれども、ただ、市民との約束の中では議員を削減する、それで首長たちも削減すると。そして、職員も削減するんだということでの定員適正化計画があって、この条例には全然触れてこられなかったと思います。やはりここで625のままでいくというのは、さかのぼったときの市民との約束事にも若干違和感があるのではないかと思うわけですので、今後ぜひそういう意味での検討を開始していただきたいと思います。

次に、職員の増と異動についてと書いてありますが、2017年度の決算で職員の超過勤務実態が明らかになりました。私の質問で過労死ラインとなる1カ月80時間を超える超過勤務時間についてお尋ねをしたところ、衆議院選挙のときに1カ月200時間を超えると。それで、1人の3月の税申告時の161時間という実態がありました。全体での超過勤務実態でも3年間の統計が出ておりましたけれども、平成27年度が5万255時間、平成29年度が6万8,014時間、人員でも平成27年度は3,930人から平成29年度は4,992人と1,000人ほどふえているわけです。

こういうようなことを考えていくと、実態としては、先ほど市が認識されているように業務量がふえている、慢性的な人員不足になっているのではないかと思うんですね。そして、決算特別委員会での議論のやりとりでは、仕事量の平準化、先ほども併任制だとかということが出ていましたけれども、平準化を図り軽減に努める等の答弁をいただいております。しかし、職員の人事異動を見ますと、一、二年での異動が多く、いわゆる仕事に精通した職員がいなくなってしまうということも含めて、そして、仕事に精通する職員にしわ寄せがいつてしまっているのではないかと見ています。

そこで、今後、定員適正化計画の中では同程度のレベルの人員を確保していきたいという答弁でありましたけれども、職員増ということと人事異動ということについての市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えを申し上げます。

職員数につきましては、これまでお話がありました定員適正化計画に基づきまして必要な人員の確保に努めるとともに、組織の改編や事務事業の見直しなどによりまして組織のスリム化、事業の効率化などを図ってきたところであります。最近では、総合戦略による地方創生の事業や大規模な事業が続いていることから業務量が増加し、職員の負担も増しているものと認識いたしております。このため、第4次定員適正化計画では、これ以上の職員削減を行わないで今日まで来たわけでありまして、ないとしたものであります。計画期間である5年間においては、事務事業の状況に応じて職員数を増減させる計画といたしております。今後につきましても、行政需要や業務量などを見きわめながら必要な人員の確保に努めるとともに、一層の業務の効率化、そしてお話がございましたように平準化などによりまして職員の超過勤務の縮減を図ってまいりたいと思う次第であります。

また、もう一つのご質問であります、職員の数の増と異動についてでございますけれども、人事異動につきましては、政策的な事業や重点施策等を一層推進する観点から組織全体のバランスを考慮するとともに、適材適所の配置や職員に能力発揮の機会を与えるため挑戦意欲を持つ者の登用、さらには、配置転換による継続的な人材の育成を図るための定期的なジョブローテーションの考えに基づきまして人事異動を行っているところであります。しかしながら、定年などによる部課長等の退職に伴う人事異動によりまして、昇格に伴うポストへの配置や組織全体のバランスなどを考慮する必要があるため、やむを得ず短い年数で異動となる場合も確かにあるかと存じます。今後も人事異動に当たっては効率的な、そして働きがいがあるような適切な職員の配置に努めてまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 ありがとうございます。

先ほどいわゆる過労死時間、80時間を超えるということで申し上げました。市長もイクボス宣言をされてバッジをつけておられるわけですが、もちろんそれも大事だと思いますが、やはり職員の方々の健康管理を考えた場合、やはりこういう現実、過労死ラインを超えるような働き方、それは職員一人一人に求めるのではなくて、やはり課全体で考えなければいけないだろうと思っています。特に、部課長さんたちは、いわゆる超過勤務の命令簿に判こを押すだけではなくて、職員がそれだけやっているとすれば、部課長も残って一緒にやらざるを得ないような状況になっているのではないかと私は思います。そんなことも含めて、今後働き方も含めてぜひ改革していただきたいと思っています。

次の地域公共交通の再編について伺います。

地域公共交通網の整備については、合併後、議会と市はいろいろ議論をしながら鋭意努力をされて、予約型の公共交通網の整備を図ってきたと私も認識をしております。特に、予約型公共交通では、市内14のエリアを設定して市民の足の確保を図ってこられました。2017年度の結果を見て、それぞれのエリアの1人当たりの運行経費というのを算出してみました。高い順番では、塩川西エリアの21万何がし、次に、関柴エリアの16万5,000円くらい、それから山都の朝倉・一郷エリアが4万8,000何がし、揚津エリアが3万1,000何がし、磐見エリアが1万7,000と続いております。低い順番では、慶徳エリアが1,400円台、熊倉エリアが1,800円台、熱塩エリアが2,000円台、岩月エリアが2,400円台というふうになってばらばらであります。

特別委員会で担当課は、今後も予約型の公共交通を中心に見直しを図っていく、再編をしていくんだという答弁でありました。しかし、このいわゆる利用頻度の低いエリアの予約型の形が果たして適切なのかどうかも含めて、あり方も含めて私は見直しを図るべきではないのかと考えておりますけれども、市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えを申し上げます。

お示しをいただきました市内の14ルートそれぞれの金額が大幅に違うということも含めて、ご答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、地域公共交通の再編についてでございますけれども、予約型乗合交通の運行を初めとする公共交通の確保は、市民、特に高齢者等の交通弱者が自分の住んでいる地域に安心して住み続けられるように、通勤・通学・通院・買い物などの日常生活を支える移動手段として必要で欠かすことのできない機能でございます、重要な施策であると認識をいたしております。

本市では、ご紹介ありましたように、平成29年6月に喜多方市地域公共交通網の形成計画を策定し、現在、そのアクションプログラムとなる地域交通の再編実施計画の策定を進めているところでございます。実施計画の策定に当たりましては、市民アンケート調査などを実施し、市民の利用実態ニーズを踏まえ公共交通の利便性の向上を図るとともに、利用率の向上による運行収入の確保と運行経費の削減、そして将来的に持続可能な公共の交通網の構築に向けて、お話がございましたことも含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 それでは、次の18の三ノ倉高原花畑としだれ桜並木道の事業でのいわゆる財源確保、それから維持管理についてお尋ねをいたします。

2017年度決算では、三ノ倉高原花畑事業では事業費が2万8,000幾らか、委託料が2,500万円ほどで合計で約5,400万円となっていました。そして、98万3,000何がしの協力金を得たという結果でありました。また、しだれ桜並木道関係では事業費が1,290万円ほど、委託料では1,250万円ほどですから合計で約2,500万円となっております。このことを考えても、先ほど市の実態というのは財政硬直化になりつつあるのではないかと、なっているのではないのかというご指摘を申し上げましたけれども、そういう観点からも、今後このそれぞれの事業での協力金の徴収については、もう考えなければいけない時期に至っているのではないかと。特に、しだれ桜並木道の維持管理については、市は今年、樹木医などの専門家をお願いをして具体的に1本1本丁寧な作業をされておられる。いわゆる維持管理をする、市の役割は、本当にあの光景をやはり1年でも長く多くの方々に見ていただけるような維持管理に特化してやっていかなければいけないのではないかと私は考えるわけですが、そういう意味でも協力金の徴収と維持管理について市として今後どう進めていかれるのか、市長の見解をお尋ねします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 2点のご質問がございました。

三ノ倉高原花畑事業につきましては、今年度より呼びかけによる協力金をお願いし、約332万円

の協力金が集まりました。一定の成果が得られたところであり、次年度においてもより効果的な徴収方法の検討やしだれ桜も含めてふるさと納税、さらには近年よく言われております寄附型クラウドファンディングの活用なども調査研究の1つにしていまいりたいと思っている次第であります。

さらには、しだれ桜の維持管理等々についてでございますけれども、しだれ桜につきましては、しだれ桜の位置を示した全体図を作成し、樹木に精通した森の案内人等のアドバイスを得ながらしだれ桜1本ごとの調査を行うとともに、過度な剪定を行わないなど観光資源としての魅力の向上に配慮した維持管理を行っているわけであります。今後、さらにしだれ桜の魅力を高めるため、お話ございました樹木医や森の案内人等の専門的な方の意見とともに、市民の皆さん方からも広くご意見をお聞きしながら、多くの方々に今以上に愛される観光名所としてのしだれ桜並木になるような適正な維持管理等々に努めてまいりたいと思います。

入場料、使用料等については、ある意味では駐車場があって駐車料金としますとほかに駐車された方から徴収できないということもございますので、公平公正な立場から観光客、おいでになった皆さん方がなるほどこういう方法もあるのかというものも含めて検討してまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 齋藤委員。

○齋藤仁一委員 特に、しだれ桜のいわゆる維持管理については専門家の意見を聞くということと、市民の方々と交えて学んでいくというか、こういうふうになれば維持管理がきちんとできますよということも含めて、やはりやっていかなければいけないのではないかと。確かに道路が通っているわけですから通行する車の運転の方々には迷惑がかかるのかもしれないけれども、例えばあそこのしだれ桜に係るところについては、しだれ桜の道路なので市民の人たちに協力していただくというようなことも含めて、いわゆる維持管理のことを広く学ぶことによってそういう意識の高揚も図られるのではないかと思いますので、ぜひそのことには期待をしたいと思います。

最後の空き家対策についての推進体制の強化、これは先ほど申し上げた件と同じではありませんけれども、議論させていただきました。そして、ここは認識は議会と当局も同じであります。空き家対策は本当に重要で喫緊の課題なのだということでもあります。そういう意味では、推進体制を考えるとやはり人的配置というのは一、二年で交代すべきではないだろうと考えています。先ほどと同じ意味合いもありますけれども、市長の見解を伺います。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをさせていただきます。

空き家対策につきましては、空き家の件数及び相談も年々増加しているというのが現状でございます。重要な政策課題だと認識いたしております。このことから、平成30年度より担当課の2つの係を統合し、班体制として職員間の情報の共有や連携により建築技術と住宅施策の両面から現状把握と対策に取り組んでいるわけでございます。

今後とも効果的な空き家対策に取り組むため、さらに部局間の連携を推し進めるなど必要な体制を確保してまいりたいと思います。特に、2020年を契機といたしましてインバウンドのお客さんがそういった空き家とか従来の日本型の住宅を訪れてみたいという声が非常に多いという状況もございますので、それらも含めて体制の構築も含めて検討してまいりたいと思います。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

菊地委員。

○菊地とも子副委員長 私からは1点だけ質疑をさせていただきます。

きたかた応援大使事業なんですけど、先日の質疑の中で平成27年は31名、平成29年度は1名ふやして応援大使を32名にしたと。毎年意見交換会も開催している中で意見交換会に出席される方、大体15名から17名ぐらいで、大使の中身を聞いたんですが、大体同じメンバーが交換会に参加している。せっかく32名もいることなので、やはり全員が参加できるような体制をつくっていかねばならないと思いますし、これだけ意見交換会をしているので目に見えての交換があるのかと聞いたときに、目に見えてはまだまだですという答弁がありましたので、もったいないなと思うんですね。せっかく、この応援大使の役割というのは大変重要でありますし、応援大使の活躍を期待しているんです。その中でこういった内容だったわけで少しがっかりしたんですけども。

市長も変わったことでありますし、マンネリ化していると私は思いますので、もう一度効果があらわれるような政策を考え、見直すべき時期に来ているのではないかと思うのですが、その辺の見解をお願いします。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えをいたします。

決算審査の中での質疑もあったというお話でございますけれども、きたかた応援大使制度は、市のイメージアップや産業観光及び教育文化の振興等の本市の活性化を図るため、本市にゆかりのある32名の大使に無報酬で委嘱しております。それぞれの活動を通して本市の魅力を発信しているわけでありまして。また、大使による講演会の開催や市幹部との意見交換会の実施などを通して、本市の発展につながるさまざまなご助言や支援をいただいております。大使の人脈を生かした著名人の講演会の開催を実現することができるなど、本市にとって本当にありがたい、大変大事な役割を担っていただいているものと考えております。

しかし、応援大使は第一線で活躍されている方が多くて、本市の開催する意見交換会に全て大使の日程を合わせることは大変困難だということのため、出席率が低い大使もいらっしゃることも事実でございます。現在、大使の任期は平成31年11月までとなっていることから、今後検討してまいりたいと考えておりますけれども、まさに大使の委嘱ではなくて、個人的に喜多方にある組織の中で応援してみたいという方もいっぱいいらっしゃると思いますので、定期的な大使の出席は確かに差があ

って少ないかもしれませんが、会議外でメールとか電話とか、あるいは個人的に訪れていただいてご指導いただくということもあるような状況でございますので、いずれにしても平成31年11月までには多くの方々にまたご協力をいただいて、きたかた盛り上げ大使というような形で任命をして頑張っていたきたいという形で考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 菊地委員。

○菊地とも子副委員長 それでは、きたかた盛り上げ大使ということでしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、大使の中では若い方がいないんですね。だから、やはり若い方の考え方も取り入れるような仕組みもつくっていただければと考えますけれども、その点はいかがでしょう。

○五十嵐吉也委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 副委員長がおっしゃるとおり、今、若い感覚で行政運営をしていくというのは、やはり将来を担うみずからが地域あるいはふるさと、ゆかりのある地域だということで当然だと思いますので、そういった意味では若い方にいろんなご助言をいただいてふるさと大使に就任していただくということも大きな私は要因であるのではないかと思いますので、そういった形で今後お願いする際にはそういったことも十分考慮しながら、喜多方のためにひとつお役に立っていただくふるさと大使をぜひ委嘱したいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○五十嵐吉也委員長 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○五十嵐吉也委員長 ご質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

これより委員による意見の取りまとめを行いますので、当局の皆さんは退席して結構でございます。

再開時刻は追って連絡いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 4時08分 再開

○五十嵐吉也委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより逐次決定を行います。

議案第106号 平成29年度喜多方市歳入歳出決算の認定についてを問題に供します。

これより討論に入ります。

まず、反対者の発言を許します。

矢吹委員。

○矢吹哲哉委員 反対したいと思います。

なぜならば、総括質疑でもやりましたが、財政調整基金、減債基金が、合わせますと3億900万円余り積み増しをしております、両方合わせると60億円を超える巨額な金額になっております。これは、合併後ずっとなっていますが、なぜこれほどまでに積む必要があるのか。まず、私は、言いましたように、9月補正、12月補正では市民の切実なさまざまな要求に応える、そうした補正予算を組むべきだと思います。なぜそれが組めないのかは、これも総括でも言いましたが、総額を当初予算に上げると。そして、補正については基本的にはその枠以外は認めないというんですか、これが、やはり本当に市民に寄り添った市政になっていないと。これだけ毎年不用残というか実質収支黒字になっていて積み立てをしているのに、切実な市民の小さなことが実施されていないと。これは、私は改めるべきだと。そうした決算だということで反対します。

そして、特に減債基金ですけれども、大型事業、公共事業に必要なからやっていくというのですが、しからば、豊川・慶徳線、平成29年度から全面実施測量が始まって進めたわけですけれども、当初予算ののっていました。しかし、総額が幾らになるのか、議案審議でやっても委員会で審議してもそれさえも示さないで、しかし、そういう中で減債基金は大型事業が続くから必要だと。そうしたことは、財政民主主義、住民主人公の立場においては大問題だろうと思います。

よって、私は平成29年度の決算認定には承服しかねます。反対です。

以上です。

○五十嵐吉也委員長 次に、賛成者の発言を許します。

上野委員。

○上野利一郎委員 私から賛成の立場で討論させていただきます。

議案第106号 平成29年度喜多方市歳入歳出決算の認定につきましては、3日間の各常任委員会所管事項のもとに慎重に審査を重ねた結果、予算並びに事業の執行についておおむね良好と判断いたしましたので、賛成いたします。

以上でございます。

○五十嵐吉也委員長 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○五十嵐吉也委員長 これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

本案は挙手により採決を行います。

議案第106号 平成29年度喜多方市歳入歳出決算の認定については、意見を付して原案を認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○五十嵐吉也委員長 挙手多数であります。

よって、議案第106号 平成29年度喜多方市歳入歳出決算の認定については、意見を付して、原案を認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号 平成29年度喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを問題に供します。

これより討論に入ります。

まず、反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○五十嵐吉也委員長 次に、賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○五十嵐吉也委員長 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○五十嵐吉也委員長 これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第107号 平成29年度喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、意見を付して原案を承認及び認定すべきものとするにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○五十嵐吉也委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号 平成29年度喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、意見を付して原案を承認及び認定すべきものと決定いたしました。

それでは、意見の伝達を行います。

平成29年度喜多方市歳入歳出決算及び平成29年度喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算の審査に当たり、決算特別委員会を設置し、私ども10名が委員に選任され、10月3日から本日までの13日間にわたり審査を行った結果、それぞれ次の意見を付して、議案第106号 平成29年度喜多方市歳入歳出決算の認定については認定すべきものと、議案第107号 平成29年度喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、承認及び認定すべきものと決定しましたので、これより意見を伝達いたします。

意見。

初めに、概要について申し上げます。

審査では、収入・支出状況、費用対効果の確認など、主として市民の利益に合致したかどうかという観点から質疑が行われました。

その結果、計数的な誤り等は認められず、監査意見と同様、おおむね良好という意見でありました。

審査の過程において意見、要望が出されましたが、総じて申し上げますと、社会情勢の変化を的

確に捉えた事業展開を求めるとともに、各種事業の執行に際しては、市民ニーズを的確に把握し、公平性・透明性を確保し、かつ事業の優先順位を厳正に選択して一層市民サービスの向上に努めるとともに、情報開示についてはよりわかりやすく進めていただきたい。

また、今後予想される市民からの要望や新規事業についても、厳しい財政状況を踏まえつつ、費用対効果等を勘案するとともに事務事業を精査し、広く市民福祉の向上に努められたいとの意見があります。

これらを踏まえ、付託された議案2件については、次の意見を付して議案第106号については認定、議案第107号については承認及び認定すべきものと決定したので、伝達いたします。

平成29年度喜多方市歳入歳出決算に関する対する意見。

- 1 本市財政の実情を認識し、市総合計画を達成し得る明確な指標をもって健全化のための強力な対策を講じられたい。

なお、行政改革においても、公共福祉の視点により、見直しを加え、さらに推進を図られたい。

- 2 歳入については、社会情勢を鑑み、特段の注意を払い、適正な数値を把握するとともに、自主財源の確保のため、納税意識を高め、各種滞納額の徴収については、さらなる努力を講じられたい。

なお、市税等の賦課に当たっては、市民の信頼を損ねることがないように適正な処理をされたい。

また、不納欠損の処理に当たっては、納税者の利便性を配慮した収納機会を設けるとともに、適正、公平な滞納整理を図り、法に即した厳正な判断のもとに行われたい。

- 3 歳出については、市民ニーズを正しく把握し、事業の優先順位を厳正に選択して、財源の重点的、効率的な配分などにより一層市民サービスの向上に努められたい。

- 4 基金、委託料、負担金及び補助金については、整理統合、積算基準及び交付基準の見直しも含め、目的に沿った適正な運用と指導、交付に努められたい。

- 5 公有財産については、財務規則に準拠し、管理、運用、処分も含め効率的かつ効果的な活用を図られたい。

- 6 医療体制の充実・強化を図られたい。また、国民健康保険税については、負担軽減に努めるとともに、徴収についてはさらなる努力を講じられたい。

- 7 災害復旧事業については、市民生活への影響を考慮し、今後とも迅速な対応に努められたい。

- 8 工事等の発注、物品の購入に当たっては、地元業者を優先し、発注先の公平化に努められたい。なお、工事の発注においては、設計・積算の精査に留意され、早期発注に努められたい。

- 9 農林業、商工業及び観光業等の地場産業振興対策については、起業を積極的に促すとともに、中小業者育成など、一層の政策的努力を講じられたい。

- 10 企業誘致の推進については、より一層努力するとともに、雇用促進についても、さらに実効性のある施策を講じられたい。
- 11 公共交通対策については、市民の利便性を考慮しつつ、公共交通体系の効率化と運営について、総合的な観点から精査されたい。
- 12 教育環境の改善充実に努められたい。
- 13 事務・事業の執行に当たっては、法令・規則を遵守し、実態に即した制度の見直しを含め、精査されたい。
- 14 予算執行における流用及び予備費充当は、慎重な取り扱いのもと適切な執行に努められたい。
- 15 決算特別委員会並びに監査委員の審査意見等については真摯に受けとめ、引き続き鋭意改善に努められたい。

次に、平成29年度喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算に関する意見。

- 1 企業努力により、止水栓までの設置者を含め、より一層の加入促進、経費の節減及び経営の健全化に努められたい。
- 2 水道料金の負担軽減を図るとともに、市民サービスの向上に努められたい。また、料金の未納については、より一層の収納努力をされたい。
- 3 有収率向上のため、計画的な老朽管更新と漏水防止対策に一層の努力をされたい。
- 4 水道供給区域の事業促進に努められたい。
- 5 資産の活用については、さらに配慮されたい。
- 6 工事の発注においては、設計・積算の精査と早期発注に努められたい。
- 7 決算特別委員会並びに監査委員の審査意見等については、十分留意し、健全なる公営企業会計の確立に努力されたい。

以上の意見を付して、本決算特別委員会は、平成29年度喜多方市歳入歳出決算を認定すべきものと、平成29年度喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算を承認・認定すべきものと決定いたしました。

以上、伝達をいたします。

平成30年10月15日

決算特別委員長 五十嵐吉也

これで本特別委員会に付託された案件は全て終了いたしました。

遠藤市長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 一言御礼のご挨拶を申し上げます。

決算特別委員会の委員各位におかれましては、平成29年度喜多方市歳入歳出決算並びに喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算の2件の審査につきまして、去る10月3日から13日間にわたり

まして慎重にご審議をいただき、まことにありがとうございました。長期間にわたる委員長、副委員長並びに各委員の皆様方の審査に払われたご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。また、本日は貴重な意見を付して認定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般いただきましたご意見はもちろんでございますが、決算の審査を通じて広い視野からご指導、ご指摘を賜りましたことにつきまして真摯に受けとめ、今後十分留意しながら予算の適正かつ効率的な執行になお一層努力をいたす所存でございます。今後ともよろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

○**五十嵐吉也委員長** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成29年度喜多方市歳入歳出決算及び平成29年度喜多方市水道事業会計剰余金の処分及び決算の審査に当たり、10月3日から本日まで、委員各位には終始熱心なご審査を賜り、心より感謝を申し上げます。

また、当局各位におかれましても、何かとご配慮、ご尽力をいただきましたことに対して、ここに改めまして感謝を申し上げる次第であります。

以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

まことにありがとうございました。

午後 4時28分 閉会